

福谷

市民ネットワークの福谷章子でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

初めは、予算編成のあり方についてです。

今回の決算議会が終了すると、間もなく副市長名で予算編成方針が出され、21年度の予算編成に向けての取り組みが始まります。私たちの会派もその流れに合わせ、例年、夏休み中に予算要望書を作成しています。予算要望に関しては、各会派から出されるもの以外にも、さまざまな団体から市民要望として出されていることと思いますが、各局での予算要求にはそれらがどの程度反映されているのか、あるいは、国から決められた事業が最優先となっているのか、市民には知るすべはありません。ただ、長期計画がある以上、その計画が優先的に予算に組み込まれるであろうことと、硬直した財政状況においては自由度が少ないことなどは容易に想像でき、市民としては、市の予算編成に期待感を持つことはなかなか難しいのではないかと感じるところです。多くの自治体は、将来に向けた投資という名目で資産形成を拡大してきたために負の財産に苦しんでいますが、社会経済状況がめまぐるしく変化する中で、将来に向けた投資とは何かということを市民とともに真剣に議論し、選択していくという努力が不足していると感じるところです。政治的にも経済的にも不安定な社会状況の中での市民生活には、新しい課題も次々と発生しています。市民が抱える日々の新たな課題の中には、わずかな経費で解決できることがたくさんあります。そのような課題にさえ臨機応変に対応できないというのが今の状況です。

千葉市では、財政健全化に向けて大きくハンドルを切ったり、急ブレーキをかけたりと、少々荒っぽい運転が既に始まりました。乗車を拒否できない市民に対しては、丁寧に、詳細に、そして事前に十分な説明をするのは当然のことであり、なおかつ、市民の現状を丁寧に聞き取り、その意思を反映させるための新たな手法に切りかえることが必要であると考えます。

そこで、以下伺います。

一つに、千葉市の場合、5か年計画によって事業費は複数年度管理がなされています。予算編成の見積りに当たって、経常経費を除くと、5か年計画以外の経費については各局にどの程度の裁量があるのでしょうか。

二つに、例年、補正で予算が組まれますが、どのような理由で補正を行い、年度中の補正をどのように把握しているか、伺います。

三つに、これまで予算編成の手法として枠配分を取り入れていましたが、21年度の編成については枠配分方式を取りやめにして、シーリング方式に見直すとのこと。そのようにすることの利点について御説明願います。

四つに、区長には予算要求権がなく、各区の事業は統一的であり、区長の裁量が発揮できるのは、土木関係の維持管理費の範囲とわずかな事業費であるというのが現状です。各区に区役所や保健福祉センターという大型の施設が整いつつある一方で、これらを使いこなせないのは、区長に予算要求権がなく、裁量が発揮できないことが一因であると考えます。区長に予算要求権がないのはなぜか、説明を求めます。

五つに、予算編成過程の公開をかねてから求めてまいりましたが、平成21年度の予算編成からその過程を公開すると伺っております。具体的にどのように公開するのか、お聞かせください。

六つに、20年4月に市民参加及び協働に関する条例が施行されました。一般的に新たな条例が制定されると、その理念を実現するための事業費が予算化されると考えますが、この条例の理念を位置づけるための事業費は予算化されたのかどうか。また、今後の考え方について伺います。

次は、青少年に関する課題への対応についてです。

まず初めは、**青少年の日の制定**についてです。

千葉市では、平成17年に青少年の指針を策定し、平成18年には青少年育成行動計画をつくり、そして、ことしは青少年の日を制定しました。これらを通じて、青少年にかかわる大人や地域の意識が変わり、身近な行事がふえていくことが期待されています。青少年育成委員会や青少年団体などがさまざまなイベントを工夫したり、あるいは、童歌や読み聞かせなどを自主的に行うグループの活動もふえたりと、青少年の居場所づくりや仲間づくりに一定の効果を上げていると感じています。しかし、何よりも地域が目指しているのは、青少年自身が参加を選択できる機会をふやしていくことであり、そのためにはボランティアとしてかかわる市民の育成や青少年の活動の場所の確保といった環境整備に市は力を入れるべきであると考えます。青少年の日の制定がそのきっかけになればと、以下伺いま

す。

まず、地域に点在する公民館やコミュニティセンター、児童福祉センターなどの公共施設を青少年の居場所として積極的に開放すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

二つに、青少年育成団体の中には活動補助金が出ている団体もありますが、補助がある団体はどのようなものでしょうか。また、時代の流れとともに青少年にかかわるさまざまな団体が先進的な取り組みをしていることと思いますが、そのような団体や事業に対する活動補助で、近年創設された新たなものはあるかどうか、伺います。

子ども交流館は、当初、青少年の居場所として考えられており、バンド練習ができるスタジオなどが整備されています。交流館を利用する中学生や高校生の状況について伺います。利用者数や子ども運営委員会の活動状況はどのようになっているのでしょうか。

さて、一方では、このような流れに乗れない子供たちもいて、彼らへの手だてが薄いのではないかと日ごろから感じているところです。例えば、青少年非行の問題や犯罪に巻き込まれた少年の問題など、被害者であっても加害者であっても、子供のプライバシーと将来を守るという観点から、一部の関係者が抱え込んで対処せざるを得ず、問題がなかなか表面化してまいりません。結果的に犯罪に巻き込まれた家族を孤立させることになりかねませんし、さらに、時として頼るべき家庭すら存在しない青少年たちもいるということを私たちはしっかりと受けとめねばなりません。そして、そのようなとき、子供に向き合っ、とことん面倒を見るのはだれか、家族をサポートするのはだれかということについて、真剣に考える必要があると感じています。

そこで伺います。

青少年サポート事業についてです。

青少年サポート事業とは、青少年補導センターと関係各機関、団体等が連携を図りながら、問題行動を起こしている児童生徒や無職少年に対するものです。具体的には、個々の実情に即した実務者からなるサポートチームを組織し、立ち直りに向けて支援を行うものです。しかし、この事業に取り組んでいる自治体は少ないと聞いていますが、他の政令市の状況を伺います。

千葉市では、どのような組織やどのような役割を持った人たちで体制が組まれているのでしょうか。また、その配置状況はどのようになっていますか。年間 400 万円程度の事業ですが、サポート件数と相談件数、対象者の内訳についてお示してください。

サポートチームの取り組みはソーシャルワーク的であると考えますが、ソーシャルワーカーとの連携をどのようにお考えでしょうか。

保健福祉センターには家庭児童相談員がいて、子供の悩みや家族の悩みを聞いていますが、それらとの連携はどのようになされているのでしょうか。

平成 16 年の児童福祉法の改正により、市町村は要保護児童対策地域協議会を設置することができるようになり、その準備を進めていると聞いています。要保護児童とは非行児童なども含まれるとされており、関係機関の幅広いネットワークを目指すものです。青少年サポートチームや補導センターとの連携も想定し得ますが、千葉市においては、このようなことが検討されたことがあるかどうか、伺います。

スクールソーシャルワーカーについてです。

現在、学校ではスクールカウンセラーを配置していますが、カウンセラーは悩みを聞き、相談に乗る。一方で、スクールソーシャルワーカーという役割があり、それは子供たちが問題を抱えたときに関係者同士あるいは関係機関をつなぎ、一つずつ課題を解決していく役割であります。国では、この役割に注目し、導入を検討していると聞いています。ところが、スクールカウンセラーに比べて資格要件があいまいであったり、役割が認知されていないなどの課題も多く、余り知られていないのがスクールソーシャルワーカーの現状です。

そこで伺います。

千葉市では、スクールソーシャルワーカーにどのような要件を求めるのか、お示してください。スクールソーシャルワーカーの導入に関しては、どのように考えているのか、伺います。

最後に、**課題と取り組みについて**です。

青少年行動計画はできたものの、青少年の課題はこれら以外にも幅広く、福祉などの分野にも及んでいます。乳幼児の子育てに始まり、青少年行動計画では 24 歳までを想定し、就労の問題までも視野に入れていきます。もはや教育委員会の青少年課だけで対応できる範囲を超え、市民局や保健福祉局ともかかわってくると考えます。それぞれの立場で、青少年の課題についてどのようにとらえ、今後ど

のように取り組んでいくか、伺います。

次は、指定管理者制度におけるモニタリングと評価についてです。

千葉市では、平成 17 年に斎場、スケートリンク、サッカー場の 3 施設に指定管理者制度が導入され、現在では 118 の公の施設が指定管理者によって管理運営されています。これらの施設は、ほとんどが 5 年の有期指定であり、多くの施設が 3 年次となることは、それぞれの施設について、この制度を導入したことによって、直営のときよりも施設の効用が発揮されているかどうか、しっかりとした評価をしなければなりません。

指定管理者への評価の方法としては、モニタリングという手法が取り入れられています。モニタリングとは、管理者自身が日々記録する日報と利用者アンケートが基本になっており、それらに基づいて策定した事業報告書と自己評価書を所管課に提出するというものです。そして、所管課が評価を書き加えた評価シートが年度ごとに公表され、ホームページにも掲載されています。現在、千葉市では、このような方法で個々の施設のモニタリングが行われています。ところが、このモニタリングは指定管理者制度のもとで施設運営が適切かどうかを判断するものであって、施設が本来持っている目的を達成するために指定管理者制度が最もふさわしいかどうかを判断するものではありません。したがって、このセルフモニタリングと所管局による評価だけでは指定管理者制度に関する評価としては不十分であり、公の施設の設置者として指定管理者制度で施設運営することの説明責任が果たせないと考えます。

公の施設の使命として、平等利用の確保、施設効用の最大化、管理経費の縮減、安定的な管理の四つの物差しを国は示していますが、さらに地域特性によって新たな価値軸もあるはずで、制度導入によって、それぞれの施設が設置されたそもそもの目的を十分に果たしているかどうかを判断するためには、指定管理者と所管課とのやりとりだけではなく、市として指定管理者制度自体をここできちんと評価することが重要であると考えます。

そこで伺います。

指定管理者のセルフモニタリングや利用者アンケートに基づいて、個々の施設についての評価シートがホームページ上で公開されていますが、評価結果はどのように生かしてきたか、御説明願います。導入してから 3 年目となりますが、制度を導入したことについてどのように評価しているか、伺います。3 年間経過したところで指定管理委託料の見直しを行うと聞いていますが、それはどのように行われるのでしょうか。第三者による評価を検討しているとのことですが、他政令市の導入状況と市の導入に対する見解をお聞かせください。

最後の項目は、バス交通についてです。

これからの千葉市の公共交通について考えますと、これ以上の鉄道網は望めませんし、総合交通ビジョンで中心に据えたモノレールもわずかなエリアを走るにすぎません。これらの駅と地域とをつないだり、地域の中を巡回したりするためには、バスやタクシーなどによる対応を考えざるを得ないというのが現状です。既に高齢化に向かっている中、肉体的に負担の少ない移動をするためには、乗車場所が自宅や目的地に近いほうがよいことは明らかです。その条件を満たすのはバスやタクシーですが、より経済的で輸送量が多いバス交通には、公共の関与がもっとあってもよいのではないかと感じているところです。バス事業が成功するためには、いかに利用者が必要とされる路線を決めるかということですが、そのためには、利用者の声を十分に拾うことが第一です。利用者と事業者との話し合いが大切であるということは、既に千葉市も理念として理解しているようですが、しかし、真剣に地域の声を拾っていききたいという熱意は感じられません。なぜならば、市民ネットワークの代表質問において、地域の声を拾うために地域公共交通会議を市全体で一つではなく、各区に設置してはどうかと提案しましたが、その必要性は感じていないとのことでした。

そこで伺います。

必要性を感じている利用者の声をどのように把握しているのかという問いに対して、コミバスの協議会で声を拾っているとのことでした。コミバス協議会は、平成 15 年にバス対応方針ができてからわずか 3 路線に対応するものでしかありませんが、その限られた狭い範囲で十分だというのはどのようなお考えに基づいてのことなのでしょうか。また、対応方針にのっとって導入されたコミバスが 5 年間でわずか 3 路線ということについての評価はいかがお考えでしょうか。

バス対応方針には、高齢者のお出かけ支援や交通不便地域への対応が明言されていますが、そうした目的で導入された路線はいまだにありません。それはなぜか、伺います。

区役所バスを廃止したことにより、若葉区と緑区の区役所バスの事業者は路線をそのまま残しなが

	<p>ら便数を減らしています。例えば、若葉区の場合は1日14往復あったものが10往復となっており、緑区の場合は1日10往復のものが2往復にと激減しており、実質廃止と言ってもよいほどです。このような場合は退出と見なして、事業者を問わず、コミバスに置きかえるよう市が指導すべきであると考えますが、市の見解を伺います。</p> <p>このような事態を招いたのは、事業者に対する市の消極的な姿勢であると考えます。バス路線整備に関しては市は事業者本位で考えているのか、それとも市民本位で考えているのか、お聞かせください。そして、それはなぜでしょうか。</p> <p>区役所バスが廃止されて、バスの委託金はコミバス4,000万円、低床バスの補助金1,800万円、ICカード導入700万円、合計6,500万円となっています。今後、千葉市の主要な公共交通となるバス交通に関して、どの程度の公費をつぎ込むことが可能と考えるか、伺います。バス利用者はここ数年ふえているとのことですが、バス利用者とモノレール利用者と、それぞれの1日当たりの乗客数をお示してください。</p> <p>以上で、1回目の質問といたします。</p>
<p>財政局長</p>	<p><u>予算編成のあり方について</u>の御質問のうち、所管についてお答えします。</p> <p>まず、5か年計画以外で各局の裁量で見積もれる経費といたしましては、設定済みの継続費、交際費、人件費などの固定的な経費以外のものでありまして、平成20年度当初予算では、一般財源ベースで約44億円でした。</p> <p>次に、補正予算についてですが、補正予算を計上するのは年度中途での諸事情により必要となる経費で、国庫補助内示の増加や当初予算編成時に確定しない国や県事業に対する負担金などです。また、補正予定については、4月、9月、12月の年3回、各局に照会し、年度中の財政需要を把握しております。</p> <p>次に、経常的経費をシーリング方式にする利点についてですが、従来の枠配分方式は、各局の自主的な事務事業の見直しを基本として一定の成果を上げることはできましたが、毎年の枠配分額の削減より、各局による見直しが限界に来ていることや各局への配分枠の割合が固定化するなどの課題が生じてまいりました。そこで、裁量的経費や削減余地のある経費については、財政課においてそれらの内容の検証と調整を行うシーリング方式を採用することにより、限られた財源の中で、より効果的な経費の再配分を実現しようとするものであります。</p> <p>最後に、予算編成過程の公開についてですが、平成21年度当初予算では、予算見積もりや予算案の概要など、予算編成に関する情報をホームページ上で公開することを検討しております。公開する内容と時期ですが、まず、予算見積もりについては、総額と局別見積額のほか、局別の見積もりに当たっての基本的考え方と重点事業を12月に、また、調整結果としての予算案の概要については、全体の概要と局別主要事業の状況を2月に公開することを検討しております。</p>
<p>市民局長</p>	<p>初めに、<u>予算編成のあり方について</u>のうち、所管についてお答えします。</p> <p>まず、区長の予算要求権についてですが、区長の権限は、直接市民生活に関連する窓口サービスが中心であることから、統一性や効率性を考慮し、本庁の所管局長が予算要求することとしております。</p> <p>次に、市民参加及び協働に関する条例の理念を実現するための事業費の予算化についてですが、条例に基づく附属機関である市民参加協働推進会議に係る経費のほか、市民と職員の地域課題学習会や人材養成講座に係る経費を新たに予算化しております。このほか、市民参加や協働の取り組みに係る経費については、各所管の事務事業経費の一部として予算化されております。今後とも、全庁的な理解と意識をさらに高め、市民参加協働の取り組みを充実してまいります。</p> <p>次に、<u>青少年に関する課題への対応について</u>のうち、所管についてお答えします。</p> <p>まず、コミュニティセンターを青少年の居場所として積極的に開放すべきとのことですが、現在、体育館や図書室あるいはロビーが多く青少年に利用されているほか、7館のコミュニティセンターにおいて、夏休み期間中の夏期学習室としてサークル室や講習室等を中高校生に開放しております。</p> <p>最後に、市民局における青少年の課題と今後の取り組みについてですが、就職に対するさまざまな悩みや不安を抱える若者に対応するため、就職活動を行っている若者を対象に、個別カウンセリングの実施や参加型の実践的セミナーの開催など、きめ細かな就職支援を実施しております。また、今年度から、カウンセリング受講者に対し、正規雇用につなげるための求人情報の提供を始めたところであり、引き続き若者の就職支援に取り組んでまいります。</p>
<p>教育次長</p>	<p><u>青少年に関する課題への対応について</u>の御質問にお答えします。</p> <p>まず、青少年の居場所としての公民館の開放についてですが、公民館においては、平成14年度から</p>

の完全学校週5日制の実施に伴い、子供たちや青少年の居場所として施設の一部を開放しているほか、主催事業やクラブサークル活動等への参加など、週末の子供たちの活動支援や居場所づくりに積極的に努めております。また、活動場所をさらに確保するため、平成15年5月からは、毎週月曜日も開館する通年開館にも取り組んでおります。

次に、**補助金を交付している青少年団体について**ですが、千葉県青少年健全育成事業補助金交付要綱に基づき、青少年育成委員会、青少年相談員連絡協議会、青少年補導員連絡協議会に対して補助金を交付しております。なお、近年創設された制度はございません。

次に、**青少年サポート事業の状況について**ですが、サポート事業を実施している政令市は、千葉県を含め4市であります。

次に、**組織や体制、配置状況について**ですが、青少年サポート事業は、暴力行為などの問題行動などを起こし、学校、保護者だけでは対応困難で、依頼のあった児童生徒や無職少年に対して、学校、教育委員会及び関係機関が連携して支援及び指導を行う事業であります。本事業は、青少年サポート事業運営要領により、青少年補導センターを中心に四つの分室に、学校教育に携わった嘱託職員を5人配置し、必要に応じて関係機関と連携すると同時に青少年サポートチームを編成し、青少年や家族の支援及び指導を行っております。

次に、**19年度のサポート件数と相談件数、対象者の内訳について**ですが、平成19年度の対象となった青少年は13人で、その相談件数は延べ341回であります。なお、対象者の内訳は、小学生4人、中学生9人です。

次に、**ソーシャルワーカー、家庭児童相談員との連携について**は、関連がありますのであわせてお答えします。

現在、ソーシャルワーカーとの連携は行っておりませんが、スクールカウンセラーを初め、家庭児童相談員、児童相談所、民生委員、児童委員、警察署、保護司会等の関係機関や団体等の連絡調整を緊密に行うなど、問題を抱えた青少年とその家庭の支援に努めております。

次に、**スクールソーシャルワーカーについての御質問は**、関連がありますのであわせてお答えします。

本年度から実施された文部科学省のスクールソーシャルワーカー活用事業において、スクールソーシャルワーカーは、教育と福祉の両面に関して専門的な知識、技能を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等がある者とされておりませんが、特定の資格等は示されておりません。本市では、国の調査研究の動向を注視しながら、スクールソーシャルワーカーの導入や求められる資格等について引き続き検討してまいります。

最後に、**教育委員会における青少年の課題及び今後の取り組みについて**ですが、青少年犯罪の多発化、凶悪化や低年齢化等が深刻な社会問題となっており、青少年育成行動計画を策定する中で、青少年と地域とのつながりが薄いことやコミュニケーション力の低下などを課題の一つとしてとらえております。この課題の解決に向けて、親子や家族での会話や地域との触れ合いが必要であるとの観点から、青少年の日、家庭・地域の日を制定いたしました。そこで、全庁的に組織した青少年の日、家庭・地域の日事業推進会議や青少年育成関係機関からなる実行委員会とともに、青少年の健全育成に積極的に取り組んでまいります。

保健福祉局次長

青少年に関する課題への対応についての御質問のうち、所管についてお答えいたします。

まず、**子ども交流館における中学生、高校生の利用者数について**ですが、平成19年度は、1日当たりの平均来館者数407人のうち、中学生が24人、高校生が18人であったものが、平成20年度は、8月末までで409人中、中学生が25人、高校生が30人で、特に高校生の利用が増加しております。これは、放課後の音楽スタジオ、アリーナ、学習室の利用が伸びたことによるものです。

次に、**子ども運営委員会の活動状況について**ですが、委員会は、現在、館内告知などで募集した中学生4人、高校生13人で構成しております。ことし2月の発足以来8月末までに4回の運営委員会を開催し、施設利用ルールや講座への提案、図書やDVDの選定、音楽スタジオでの練習成果の発表の場であるグリーンミュージックフェスティバルの企画運営などを行っております。

次に、**要保護児童対策地域協議会と青少年サポートチーム等との連携について**ですが、要保護児童対策地域協議会の対象児童は、虐待を受けている子供に限られず非行児童なども含まれますので、関係機関等との連携協力に努めてまいります。

最後に、**青少年の課題と取り組みについて**ですが、まず、子供の居場所となる子育て支援施設に関しましては、現在、子ども交流館、児童福祉センター、子育てリラックス館、地域子育て支援センタ

	<p>一などの施設がありますが、これらの施設やサービスが体系化されていないため、機能的に活用されているとは言えない状況であることなどが課題であると考えております。今後、子ども交流館を中心に既存施設との連携強化を図るとともに、市民にわかりやすい施設の体系化や新たな事業展開を検討してまいります。また、サポートが必要な児童や家族に関しては、関係機関の連携による適切な支援の実施が課題と考えており、今後、設置を予定している要保護児童対策地域協議会を活用して、児童やその家族に対するより適切な支援の提供に努めてまいります。</p>
<p>総務局長</p>	<p><u>指定管理者制度におけるモニタリングと評価について</u>お答えします。</p> <p>初めに、指定管理者制度における評価の活用ですが、市ではモニタリングの結果に基づき、事業計画の達成状況、利用者満足度、利用率、収支状況などを総合的に評価し、その結果により、必要な業務改善などの指示を行ってまいりました。</p> <p>次に、指定管理者制度導入の評価についてですが、開館時間の延長や利用料金の引き下げによる市民サービスの向上が図られたほか、管理運営コストが縮減されるなど、制度導入の効果があらわれているものと考えております。</p> <p>次に、指定管理委託料の見直しについてですが、指定管理業務の実施の結果、予算と比較して、収支状況に大幅な乖離が生じている場合には、これまでの管理運営経費や利用料金収入などの状況を総合的に検討し、指定管理者と協議の上、必要に応じて見直しを行います。</p> <p>最後に、第三者評価の導入についてですが、政令市では17市中、札幌市や北九州市など8市が実施しております。本市への導入に当たりましては、評価者の選定や評価基準、内容など、検討すべき課題も多いことから、他都市の状況などを参考に研究してまいります。</p>
<p>都市局長</p>	<p><u>バス交通について</u>お答えします。</p> <p>まず、利用者の声の把握についてですが、利用者の声につきましては、コミュニティバス運行協議会のほか広聴相談などを通じて把握しております。</p> <p>次に、コミュニティバスの評価及びバス対応方針で明記する高齢者のお出かけ支援などに対応した路線がないことについてですが、コミュニティバスの導入は既存バス路線の退出による交通不便地域の解消を優先して進めており、その他の目的に沿った導入は総合交通ビジョン推進計画策定の中であわせて検討してまいります。</p> <p>次に、区役所バスの便数激減によるコミュニティバスへの置きかえについてですが、既存路線の廃止は基本的に運行するバス事業者の判断となります。なお、区役所バスの減便につきましては、便数の回復に努めるよう運行するバス事業者に要請しております。</p> <p>次に、バス路線整備に関する市の考え方についてですが、市といたしましては、利用者である市民の利便性を図るため、民間事業者による乗り合いバスの路線整備に必要な応じて支援しております。</p> <p>次に、バス交通への公費の投入についてですが、今後とも市民が安全で安心してバス利用ができるよう、主にノンステップバスやICカードシステムの導入補助のほかコミュニティバス運行委託などを考えております。</p> <p>最後に、バスとモノレールの利用者数についてですが、平成19年度の1日当たり利用者数は、バスが約16万1,000人、モノレールが約4万5,000人であります。</p>
<p>福谷</p>	<p>それでは、2回目の質問をいたします。</p> <p>まず、予算編成のあり方についてです。</p> <p>平成20年度当初予算の一般会計の総額は約3,300億円程度ですが、そのうち各局の裁量で見積もれるのが44億円ということは、この44億円は20年度は何に振り分けられているのでしょうか。</p> <p>次に、今回の議会では、何件かの建設事業や用地取得の補正が組まれました。国の内示増によるものという説明を受けましたが、それは千葉市が要求していたからであり、市が当初から意思を持っていたものです。そうであるならば当初予算にきちんと組み込み、当初予算でその概要や事業の姿を示し、万が一の内示がなかった場合は減額補正をするというのが市民に対して正直な予算編成のあり方ではないかと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>予算編成過程の公開についてですが、12月に局別の見積もりに当たっての基本的な考え方と重要事業を公表するとのこと。その際に市民の意見も聞くようなお考えはあるのでしょうか。パブリックコメントのようなものではなく、各区で区長と市民との懇談会のような形で御意見を伺うような機会を持つことが今後の市民との協働への道筋にもつながると考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>区長の権限が窓口サービス中心であることから、統一性や効率性を考慮し、本庁の所管局長が予算要求をするとのこと。確かに、法律上の事務手続など、統一性、効率性が求められるものもあり</p>

ます。しかし、現実に地域の方々から耳にする区役所に関する事で最も多いのは、区役所に相談に行っただけでも結局は市役所まで行かなければならなかった。あんなに立派な庁舎があるのにあそこでは何も決められないのかという声なんです。このような声が出るのは、市が区にとって必要だと考えている機能と市民が求めているものがずれているからではないでしょうか。現在、組織のあり方も含めてその機能について一体的に検討されているようですが、その際にも市民目線で考えることが大切であると思いますが、見解を伺います。

次に、**指定管理者制度におけるモニタリングと評価について**ですが、指定管理者制度導入の評価については、開館時間の延長や利用料金の引き下げによる市民サービスの向上が図られたほか、管理運営コストが縮減されるなどの効果があらわれているとのこと。指定管理者制度の導入に関しては、その意義としてコストの縮減と市民サービスの向上がセットで考えられてきました。そういった意味では一定の効果が図られているとも考えられます。しかし、公の施設とは、公が担わねばならない役割があるからこそ公の施設なのです。例えば、コミュニティセンターを例にとりますと、その施設が地域コミュニティの醸成にどれだけ役立ったか、それが指定管理者にすることによって直営のときよりも一層図られたかということが重要で、その評価を市がすべきではないかと考えます。利用者がふえたとか、平等に借りることができるようになったとか、維持費が安くなったとかいう結果から、地域コミュニティの醸成がより果たされたという結論は導けません。そういった意味では、政策評価とも通じるように思われますが、5年目の指定期間終了を控え、指定管理者制度導入ありきではなく、直営に戻すあるいは手放して民間に託すなどの覚悟を持って、指定管理者制度そのものに対して厳しい観点で評価すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

バス交通についてです。

利用者の声の収集は広聴相談などを通じて把握しているとのことですが、それではどのような方法で把握され、平成19年度には何件の声が寄せられているのか、また、具体的にバス交通に関する利用者の声にはどのようなものがあるのか。特に地域による違いについてお聞かせください。また、広聴相談等で把握した声は、個別でばらばらだと思いますが、そういった声への対応はどのようになされているのでしょうか。

区役所バスの減便については、そもそも利用者が少なく不採算路線である上に、補助金もなくなったから事業者は減便したと思われるのですが、それに対して便数の回復に努めるようバス事業者に要請するのは、極めて不適切な要請ではないでしょうか。それは対症療法的な要請であり、それだけでは問題が解決しないと考えますが、市はどのような考えに基づいてこのような要請をしているのでしょうか。

緑区の区役所バスの減便については、住民から事業者に対して抗議と要請文が出されています。それによると、交通アクセスを改善するための協議に参加していただきたいとのことですが、このような住民の働きかけに対して市はどのようにかわっていくのか、お聞かせください。

何だかんだと言っても、バスを利用する市民は1日に16万人いて、モノレール利用者の約4倍です。そのバス事業者に投入している公費はコミバス、ICカード、低床バスを合わせて6,500万円です。つまりほとんど事業者任せです。バス事業者の縄張り争いに対して、市民の立場に立って毅然と意見が言えないのは、市民の足の確保という公共交通の担い手としてすべきことをしていないからではないかと考えますが、いかがですか。2キロメートルの延伸に178億円というモノレール構想に対して、余りにもバス交通に対するビジョンがないのではないかと感じますが、見解を伺います。

それから、**青少年に関する課題への対応について**ですが、こちらは要望とさせていただきます。

青少年サポート事業では、13人の子供たちに延べ341回の相談をしながら関係機関との連携を行っているとのこと。今後、保健福祉局のほうで設置する要保護児童対策地域協議会に補導センターも加わり、家庭状況に課題のある子供たちへの対応や情報の共有化を図っていただきたいと思えます。青少年補導センターの19年度の資料によりますと、職員や補導員が1年間で2,400人ほどの子供たちに街頭で声かけをしています。また、行為別の補導状況では、平成15年から補導人数が着実に伸びているのは、喫煙、そして自転車の2人乗りです。このどちらも、千葉市が施策として力を入れてきた、あるいはこれから取り組もうとしているものですが、実は青少年がそこから漏れてはいないかということを再度確認する必要があると考えます。

個々に居場所を設けていても、自然体での情報を共有していなければ彼らを促すこともできません。全庁的に組織した青少年の日、家庭・地域の日事業推進会議と実行委員会で、青少年の健全育成に積極的に取り組んでいくとのことですが、この組織が青少年の日のイベントのためだけのものとならぬ

	<p>よう、他部局の施策にも積極的にかかわり、他部局に対しても情報発信をしていただくように要望しておきたいと思えます。</p> <p>以上で、2回目といたします。</p>
財政局長	<p><u>予算編成のあり方について</u>の2回目の御質問のうち、所管についてお答えします。</p> <p>まず、平成20年度予算における一般財源44億円の振り分けについてですが、医療制度改革や妊婦一般健康診査など、法令や制度改革に伴うもののほか、新港清掃工場の大規模修繕などが対象となりました。</p> <p>次に、補助事業の予算計上についてですが、当初予算では、国に対し概算要求を行った事業のうち、国からの補助が得られる見込みを十分勘案した上で事業費を計上しており、その後、実際に国の補助内示を受け当初予算を上回る補助内示分につきましては、年度内での執行見込みを見きわめ、必要に応じ補正予算で事業費を追加しているものであります。</p> <p>最後に、予算編成過程の公開の際に市民意見を把握することについてですが、各局が予算見積もり当たり、議会における各会派からの要望や日々の業務などを通じて市民の御意見を伺っていることから、改めて意見を伺うことは考えておりません。</p>
市民局長	<p><u>予算編成のあり方について</u>の2回目の御質問のうち、所管についてお答えします。</p> <p>区役所機能の見直しについてですが、市民に身近で利便性の高い窓口サービスの提供を初め、地域課題の解決に向けた市民との協力や市民による地域活動への支援など、市民目線に立った区役所機能のあり方について検討してまいります。</p>
総務局長	<p><u>指定管理者制度について</u>の2回目の御質問にお答えします。</p> <p>制度導入に当たりましては、市民サービスの向上とともに、公の施設の設置目的がより達成でき、管理経費が低廉となることを見込める施設を対象に実施してまいりました。</p> <p>今後とも、制度の導入効果につきましては総合的に評価してまいります。</p>
都市局長	<p><u>バス交通について</u>の2回目の御質問にお答えします。</p> <p>平成19年度の広聴相談などの件数、利用者の声の内容と地域による違い、また、利用者の声への対応につきましましては、関連がありますのであわせてお答えします。</p> <p>バス交通に係る広聴相談などの件数は、市長への手紙が2件、要望書が3件、市役所コールセンターが3件、市政への提案が8件であります。利用者の声の内容は、コミュニティバスやバス路線の新設要望が12件、ICカード普及などの要望が2件、バス停の改善要望が2件です。これらにつきましては地域による大きな違いは見られません。また、こうした利用者の声は、千葉県バス協会、バス事業者へ伝えております。</p> <p>次に、市はどのような考えに基づきバス事業者を指導しているのかとのことですが、市といたしましては、市民生活の利便性確保の観点から、企業努力による運行便数の回復を行うよう強くバス事業者に要請しているところであります。</p> <p>次に、地元住民からのバス事業者に対する抗議と要請に対する市のかかわりについてですが、バス事業者に適切に対応するよう要請してまいります。</p> <p>次に、市は公共交通の担い手としてすべきことをしていないのではないのかとのことですが、路線バスが円滑に運行できるよう、道路、駅前広場の整備、交差点改良及びバス停上屋などの整備に努めております。公共交通の運行は、第三セクターのモノレールとコミュニティバス以外はすべて民間事業者が主体となっております。</p> <p>最後に、バス交通に対する市のビジョンについてですが、バス交通につきましては、民間バス路線の拡充が基本と考えております。なお、総合交通ビジョンでは、鉄道、モノレール及びバスなどによる公共交通ネットワークを形成するとしております。</p>
福谷	<p>それでは、最後ですので要望とさせていただきます。</p> <p>まず、44億円ですが、各局の裁量で見積もれるといえども、医療制度改革や妊婦一般健康診査などの法令や制度改革に伴うものや新港清掃工場の大規模修繕などが対象とあつては、ほとんど裁量の余地のない裁量予算で、財政状況が硬直化していることを実感します。一方、補正を組む判断において、年度内での執行見込みを見きわめてということは、現場ができるかどうかを見きわめているということでしょうが、現場ができそうにないものを国の内示があつたからといって無理に行うことはないという判断も今後はしていかなければならないのではないかと感じています。</p> <p>それから、これからの区役所機能についての検討では、地域課題の解決に向けた市民との協力や市民による地域活動への支援など、市民目線に立ってとあります。そのためには、今後、市民参加・協</p>

働の取り組みを充実させ、市民提案の事業が取り入れられるよう、体系づけ、予算づけが必要です。夏に総務委員会の視察で浜松市に行きましたが、浜松では、たねからみのりという市民提案事業を取り入れていました。取り上げられた事業の予算化については、次年度に行えるよう所管局が予算要求をするとのことですが、市民提案事業の中には小さな予算ですぐにできるものもあるそうです。そういったものについては、ただちに事業が行えるように企画課の中で100万円の予算枠を確保しているとのことでした。こういった予算枠を、例えば千葉市の場合は、それぞれの区に置けば、交通の問題とか子供たちとの活動など地域性のある課題解決がより図られるのではないかと考えます。

指定管理者の評価についても、コミュニティセンターやいきいきセンター、公園施設など、各区に点在する施設については、例えば各区に専門家と市民による施設評価をするチームを作り、一つの評価基準として評価の客観性を高めていくことも可能ではないかと思えます。

また、**バス交通**ですが、バスが円滑に運行できるよう道路、駅前広場の整備、交差点改良及びバス停上屋の整備に努めているというのであれば、市の要請を受け入れられない事業者には上屋や例えば駅前広場は使わせないというぐらいの姿勢で臨んでいただきたいと住民は思うものです。1日に2往復だけ残して採算のとれそうな路線に切りかえるなどという事態を許していること事態が許し難い。できるだけ早く住民と複数の事業者とが協議できる場を市が責任を持って呼びかけていただきたいとそう感じます。

最後になりますが、これからの時代、ハードの整備も当然大切ですが、こういったさまざまな、今まで申し上げたようなさまざまなソフト事業に創意工夫をこらして心を配っていただきますよう要望いたしまして、私の一般質問を終わります。